

ふじみ野市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例

平成17年10月1日

条例第34号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第5項の規定に基づき、ふじみ野市の議員に対する報酬、費用弁償及び期末手当並びに支給方法を定めるものとする。

(報酬)

第2条 議会の議長、副議長及び議員並びにふじみ野市議会委員会条例(平成17年ふじみ野市条例第159号)第2条に規定する常任委員会及び同条例第4条に規定する議会運営委員会(以下これらを「委員会」という。)の委員長、副委員長(以下「議長、副議長等」という。)の報酬は、次のとおりとする。

議長	月額	420,100円
副議長	〃	366,600円
議員	〃	338,800円
委員長	〃	352,200円
副委員長	〃	346,000円

第3条 議長、副議長、委員長及び副委員長には選挙又は選任されたその日から、議員にはその職に就いたその日から、それぞれ報酬を支給する。

2 議長、副議長、委員長及び副委員長がその職を離れたときはその日の前日まで、議員がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで報酬を支給する。

3 前2項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割によって計算する。

(平18条例20・一部改正)

第4条 報酬の支給日は、ふじみ野市職員の給与に関する条例(平成17年ふじみ野市条例第41号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項に規定する場合にあっては、その際に支給することができる。

(平18条例20・旧第5条繰上・一部改正)

(費用弁償)

第5条 議長、副議長等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により、支給する旅費については、別に定めるところによる。

(平18条例20・旧第6条繰上)

(期末手当)

第6条 議長、副議長等で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する者に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、退職し、失職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項各号(第1号を除く。))又は同法第252条の規定に該当する場合を除く。以下同じ。)し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した者(これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。以下同じ。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長等が受けるべき報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例による。

(平18条例20・旧第7条繰上・一部改正)

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平18条例20・旧第8条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の上福岡市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和28年上福岡市条例第32号)又は議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和49年大井町条例第37号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた支給又は弁償すべき理由を生じた報酬若しくは費用弁償については、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 第6条第2項各号に定める在職期間の適用については、合併前のそれぞれの議会の議員としての在職期間を通算する。

(平18条例20・旧第4項繰上)

附 則(平成18年条例第20号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。